

## 現行制度から移行する

### 現在の退職金制度から

- 現在の退職金の一定部分を前払い制度に移行し、その支払分を確定拠出年金の掛金とする。
- 企業の掛金は全額損金計上できる。
- 退職金の全部（あるいは一部）を導入対象原資とし、退職金前払い制度と確定拠出年金制度との選択制の創設が制度実施企業の主流。

### 中退共（または特退共）から

- 現在の掛金を減額して、確定拠出年金に切り替えて掛金とする。  
⇒全額を確定拠出年金へ移行してしまうと中退共の解約事由となり、これまでの積立金が従業員に分配されてしまう（一時所得扱いで課税される）。
- 掛金は中退共（または特退共）と同じく損金扱い。
- 加入者は運用の結果次第で中退共（または特退共）より大きな給付を受けることができる。

### 福利厚生制度から

- 給与の一部として支給している諸手当を減額（廃止）して、確定拠出年金の掛金に振り替える。
- 掛金は損金扱い。
- 従業員の老後の資金準備のための制度となる。

### 厚生年金基金から

- 各厚生年金基金は解散や新制度への移行が進んでいる。
- 厚生年金基金の解散に伴い、その資産の移換先として確定拠出年金を選択する。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。

※岡三証券は確定拠出年金（DC）の運営管理機関です（登録番号667）。